

当事業所が関わっている要介護者の服薬管理について ～介護支援専門員への聞き取り調査より考察～

和歌山県 〇高下 奈穂 竹村医院居宅介護支援事業所 介護支援専門員

【目 的】

高齢者は複数の病気を合併していることが少なくない。そのため処方されている薬の数も多く、複雑で服用に注意が必要である。グループ内の居宅介護支援事業所で関わった利用者の服薬管理の現状を調査し、検証したので報告する。

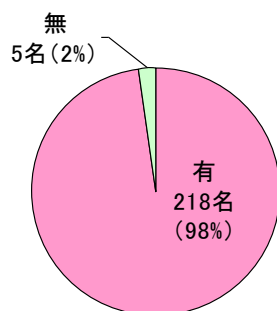
【方 法】

平成 24 年 5 月中に利用のあった要介護者 223 名について、担当介護支援専門員に聞き取り調査を行った。合わせて介護支援専門員に意識調査を行った。

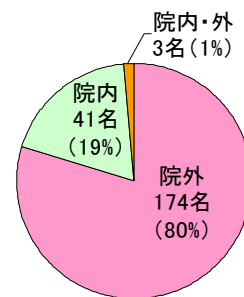
【結 果】

I. 処方について

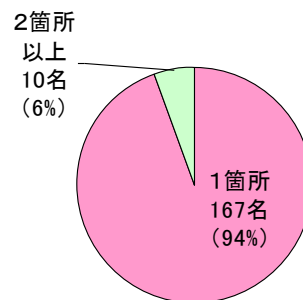
処方の有無 (N=223)



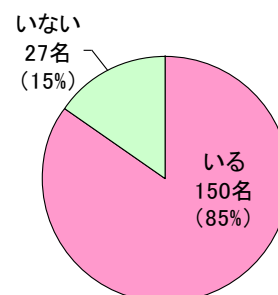
院内処方・院外処方 (N=218)



院外処方の場合は、何箇所の薬局を利用しているか (N=177) かかりつけ薬局あり 75%



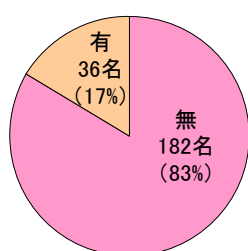
院外処方の場合、介護支援専門員は薬局を把握しているか (N=177)



把握できていない理由（27名）

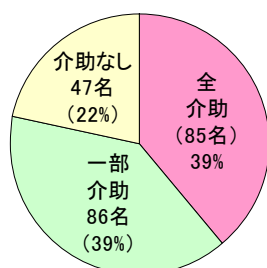
- 管理する人がいるので、介入の必要はないと判断し情報収集しなかった（17名）
- 情報収集していない（9名）
- 利用者や家族に聞きにくいので聞いていない（1名）

複数の医療機関から薬の有無（N=218）



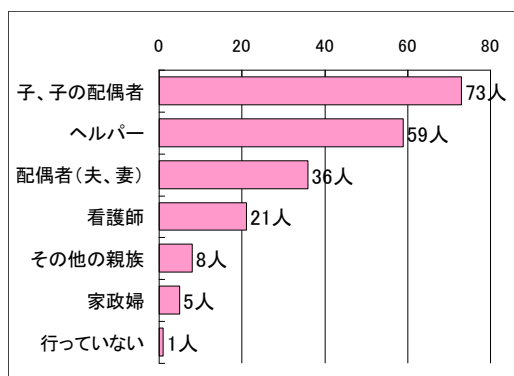
II. 服薬状況について

介助が必要か（N=218）

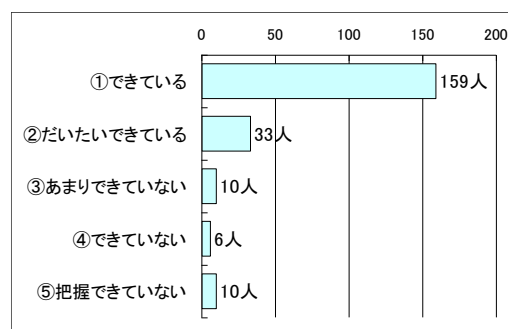


介助は誰が行っているか

(N=203 複数回答)

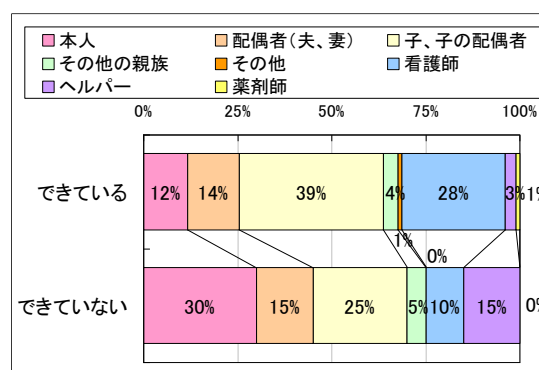


服薬は出来ているか（N=218）

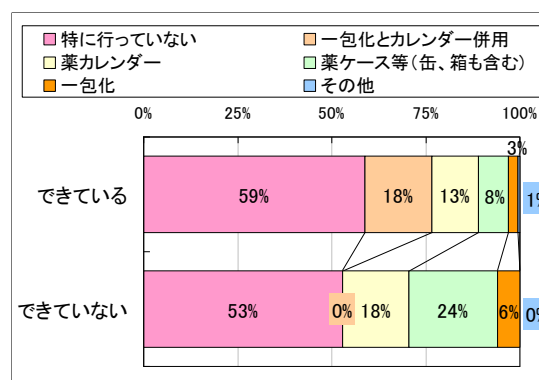


①「できている」②「だいたいできている」を「できている」グループとし、③「あまりできていない」④「できていない」を「できていない」グループとして比較

服薬管理は誰が行っているか(重複回答あり)



管理の方法



「できていない」グループ

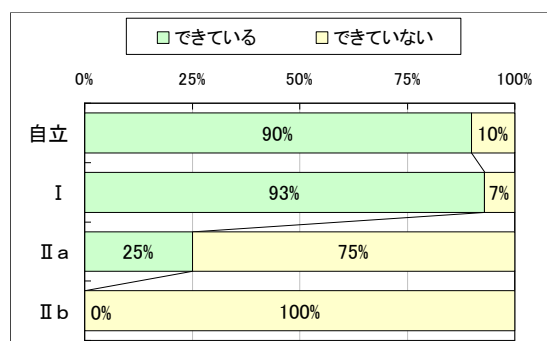
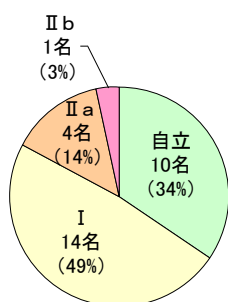
服薬できていない理由（重複回答あり）

- 飲み忘れあり（7名）
- 自己調整している（3名）
- 独居のため（3名）

- 支援者がいないときは飲めていない (2名)
- 家族が調整している (1名)
- 家族が忘れる (1名)

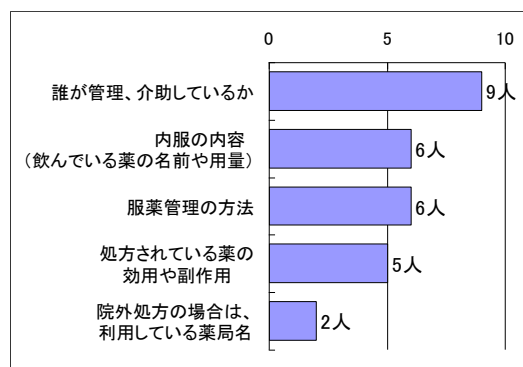
本人が管理を行っている場合

認知症高齢者の日常生活自立度比較

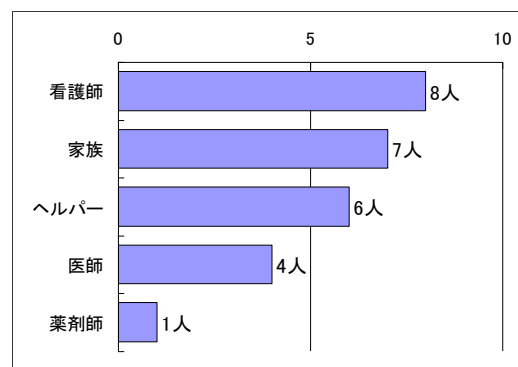


III. 介護支援専門員への意識調査 (N=9)

- 担当している利用者の服薬状況を把握するようにしているか
(はい 9名 いいえ 0名)
- どこまで把握するようにしているか (複数回答)



- 服薬ができていない場合は相談や検討しているか (はい 9名 いいえ 0名)
- 相談する場合は誰にしているか (複数回答)



- 服薬が出来ていない場合は、原因を探っているか (はい 8名 いいえ 1名)
- 担当している利用者の服薬に関して薬剤師に相談したことがあるか
(はい 3名 いいえ 6名)
- 薬剤師居宅療養管理指導をケアプランに位置づけたことはあるか
(ある 1名 いいえ 8名)

【考 察】

結果より、78%が服薬に介助を必要としており、介助を行っているのは、「子、子の配偶者」が多く、次いで「ヘルパー」となっている。関わる者に薬のことを把握してもらう必要があると考えるが、特にヘルパーが関わる場合、介護支援専門員は服薬に関するトラブル発生時の連絡先や報告のポイント等をケア会議等で明確にしておく必要があると考える。

服薬が「できている」「だいたいできている」が全体の88%で、「子、子の配偶者」や「看護師」が介入している割合が高く、「できていない」「あまりできていない」では、本人が管理している割合が高い。本人が管理する場

合は、自立又は認知症高齢者日常生活自立度Ⅰでは服薬管理が出来ている割合が高い。介護支援専門員は、まず誰が服薬管理しているのかを把握し、本人が行っている場合は、認知症の状況を確認しながら、進行がみられたらすぐに支援できる体制を整えることが必要であるが、この時期は本人の受け入れが悪く、介入が難しいことも多い。現時点で問題がない場合であっても安心せず、先を見据え、時々確認していくことが必要と考える。

介護支援専門員への意識調査より、介護支援専門員は担当している利用者の服薬状況を把握するように努めており、必要時は看護師や医師等に薬についての相談も行えていることが分かった。介護支援専門員は、服薬の状況や誰が管理しているのか等生活の状況を把握し、おかしいと思ったら医師や看護師等医療職への報告を行うとともに、ケア会議等を活用し、どうすれば服薬ができるようになるのかを相談する必要がある。また、全体の約75%がかかりつけの薬局があることから、今後は薬剤師にもケアチームの一員として入ってもらいようにし、必要時は薬剤師による居宅療養管理指導もケアプランに位置づけていきたい。

【まとめ】

服薬に関しても介護支援専門員は、担当している利用者の生活の状況を本人や家族、関係機関から情報収集し、変化がある場合は医療職へつないでいくという役割を担っている。

薬剤師と介護支援専門員との連携については今後の課題である。

【参考文献】

「ケアマネジャー」〈2012年8月〉中央法規